

「令和 8 年 9 月建設業許可申請の手引」における変更点について

山口県土木建築部監理課

1 山口県証紙廃止に伴う手数料納付方法の変更 (P22)

納付方法の記載を変更しました。

2 電子申請 (JCIP) での受付書類の扱いについて (P28)

経營業務の管理責任者及び営業所技術者の確認資料として「受付印の押印された書類」をあげていますが、電子申請 (JCIP) で受付した書類の扱いに関して記載がないため、追加しました。

【JCIP での受付書類の扱い】

送信記録票と申請番号等が印字された書類で確認をする。

(参考：国土交通省 HP)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

3 健康保険証について (P31・36)

常勤性の確認書類に関する健康保険証の記述を削除しました。

4 注記表の記載事項について (P103・104)

注記表に記載すべき事項について、建設業法施行規則様式で示されている項目を追加しました。

5 様式追加

様式第 1 号別紙 3 申請手数料貼付書